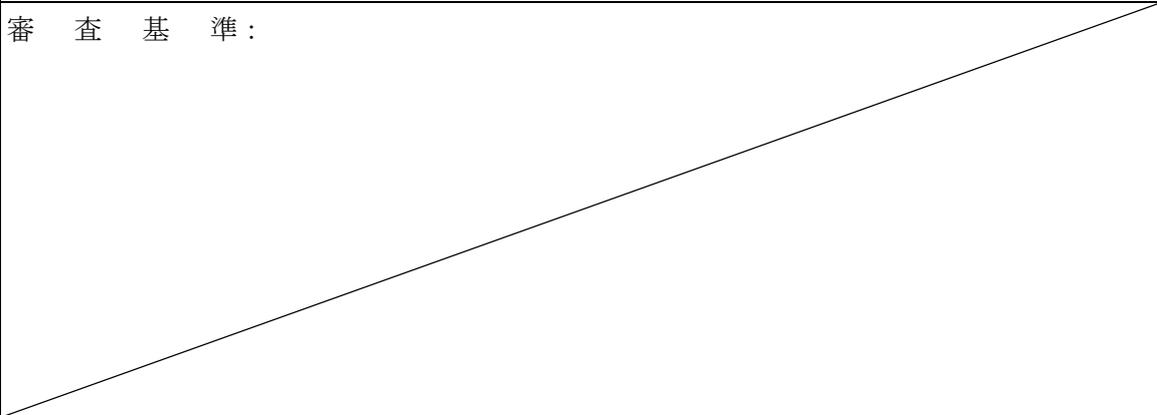


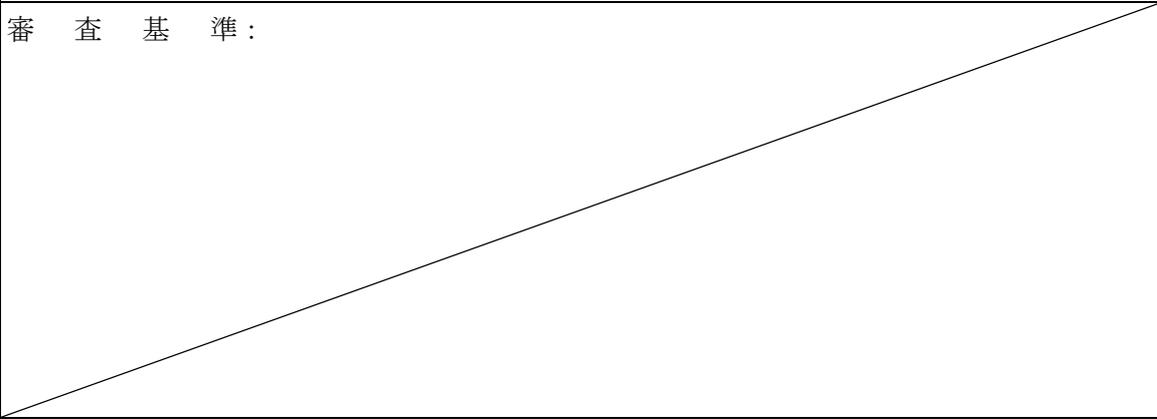
審 査 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根 拠 条 項：第21条
処 分 概 要：運搬証明書の書換え
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第21条（運搬証明書の書換え）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：2日以内
申 請 先：申請書は、その交付を受けた警察本部の許可等事務を担当する生活安全担当課の窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線 3414）
備 考：

審 査 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根 拠 条 項：第22条
処 分 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第22条（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：2日以内
申 請 先：申請書は、その交付を受けた警察本部の許可等事務を担当する生活安全担当課の窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線 3414）
備 考：